

On the Formation of the Cao Shuang-Sima Yi Regime Based Upon a Critical Analysis of ‘*Jin Shu*’ *Xuandiji*, *Sanguozhi* and Pei Songzhi’s *Sanguozhi Zhu*

Takashi Mitsuda

A comparative analysis of the descriptions of Sima Yi 司馬懿 in the ‘*Jin Shu*’ *Xuandiji* 〔晉書〕宣帝紀 during the formation of the Cao Shuang 曹爽-Sima Yi regime, as presented in *Sanguozhi* 〔三國志〕 and Pei Songzhi’s annotations *Sanguozhi Zhu* 裴松之 〔三國志〕注 reveals several passages that appear to draw upon—or at least share common sources with—such works as the main text of the *Sanguozhi*, Wang Chen’s *Wei Shu* 王沈 〔魏書〕, Yu Huan’s *Wei Lue* 魚豢 〔魏略〕, Guo Ban’s *Wei Jin Shiyu* 郭頒 〔魏晉世語〕, and Sun Cheng’s *Han Jin Chunqiu* 孫盛 〔魏氏春秋〕. The ‘*Jin Shu*’ *Xuandiji* also contains anecdotes and expressions seemingly intended to discredit Cao Shuang while elevating Sima Yi’s authority, a tendency that calls for careful consideration.

Following the “aborted” Cao Yu 曹宇 administration, Sima Yi contemplating retirement and his family, sought not so much to expand their political power as to ensure their survival. To that end, they cooperated with Cao Shuang and the reinstated members of the so-called “frivolous” faction, or Fu Hua 浮華, while also cultivating closer ties with the Cao Wei imperial clan and other distinguished families.

曹爽・司馬懿政權の成立過程に関する 史料批判的研究

—『晉書』卷一宣帝紀と『三國志』及び裴松之注を中心として

満 田 剛

はじめに

曹魏の景初2年（西暦238年）、司馬懿は明帝・曹叡が派遣した母丘儉（母丘儉）が成功させられなかった遼東討伐を完遂させ、公孫淵政權を滅ぼし、その威名をさらに高めたが、直後に明帝が崩御し、内外の政治情勢が新たな局面を迎えることとなった。

曹爽・司馬懿政權に関するこれまでの先行研究では、高平陵政変に行き着く過程を踏まえて司馬懿に敗れることになる曹爽政權の性格に関する研究成果¹⁾があるが、高平陵政変の結果から原因を求めるような分析が多く、司馬懿に関する様々な政治的事象のその時点での意義に関する考察を尽くし切れていないようにも思われる。また、陳壽『三國志』〔以下、『三國志』からの引用については書名・巻数を省略する〕及び裴松之『三國志』注〔以下、「裴注」と略す〕と『晉書』卷一宣帝紀（以下、『晉書』の巻数は略す）では記述の相違が多いことに注意が必要である。

そこで本論文では、呉士鑑・劉乘幹〔注〕『晉書勸注』（藝文印書館、1936年）、渡邊義浩・高橋康浩〔編〕『晉書校補』（大東文化大学東洋研究所、2013年）などを参照しながら、曹魏を中心とする政治史を踏まえて司馬懿の政治的動向を年代記として網羅的に整理し直し、曹魏・景初2年（238年）～正始元年（240年）の曹爽・司馬懿政權に関して、主として『晉書』宣帝紀（以下、宣帝紀と略す）と陳壽『三國志』及び裴注所引史籍などとの記述を比較し、史料批判的研究を

行ってそれらの史書の傾向を分析しつつ、場合によっては司馬懿に関係する宣帝紀に存在しない事象なども取り上げて、各史書における司馬懿像に関する考察・分析も進めたいと考えている。

第1章 遼東征伐終了から洛陽帰還、そして少主輔政の任に（景初2年（238年）～3年（239年））

遼東征伐終了後の司馬懿について、宣帝紀には以下のように記されている。

初、帝至襄平、夢天子枕其膝、曰：「視吾面。」俛視有異於常、心惡之。先是、詔帝便道鎮關中；及次白屋、有詔召帝、三日之間、詔書五至。手詔曰：「聞側息望到、到便直排闥入、視吾面。」帝大遽、乃乘追鋒車晝夜兼行、自白屋四百餘里、一宿而至。引入嘉福殿臥內、升御牀。帝流涕問疾、天子執帝手、目齊王曰：「以後事相託。死乃復可忍、吾忍死待君、得相見、無所復恨矣。」與大將軍曹爽並受遺詔輔少主。

及齊王即帝位、遷侍中、持節、都督中外諸軍、錄尚書事、與爽各統兵三千人、共執朝政、更直殿中、乘輿入殿。爽欲使尚書奏事先由己、乃言於天子、徙帝爲大司馬。朝議以爲前後大司馬累薨於位、乃以帝爲太傅、入殿不趨、贊拜不名、劔履上殿、如漢蕭何故事。嫁娶喪葬取給於官、以世子師爲散騎常侍、子弟三人爲列侯、四人爲騎都尉。帝固讓子弟官不受。

最初に、司馬懿の夢の話が記されているが、管見の限り、他の史書にはなく、史料批判が難しい。この話はこの後に起こる事件の導入として生み出され、挿入された逸話であろう。

その後、明帝の詔勅により、司馬懿は関中に向かっていた司馬懿のもとに、帝のもとに召し出す詔勅が3日の間に5つ至ったとし、自筆の詔勅に「この間、苦しい息使いの中で到着を望んでいる。到着したらすぐに閤を排して入り、私の顔を見よ」とあったため、司馬懿は急いで追鋒車に乗り、昼夜兼行で

白屋から400余里を一泊しただけで駆け抜けて洛陽に到着し、嘉福殿の臥内に入って御牀に昇ったとある。

これについては、明帝紀裴注所引『魏略』に

帝既從劉放計，召司馬宣王，自力爲詔，既封，顧呼宮中常所給使者曰：「辟邪來！汝持我此詔授太尉也。」辟邪馳去。先是，燕王爲帝畫計，以爲關中事重，宜便道遣宣王從河內西還，事以施行。宣王得前詔，斯須復得後手筆，疑京師有變，乃馳到，入見帝。（後略）

とあり、劉放傳裴注所引『世語』にも

放、資久典機任，獻、肇心內不平。殿中有雞棲樹，二人相謂：「此亦久矣，其能復幾？」指謂放、資。放、資懼，乃勸帝召宣王。帝作手詔，令給使辟邪至，以授宣王。宣王在汲，獻等先詔令於軹關西還長安，辟邪又至，宣王疑有變，呼辟邪具問，乃乘追鋒車馳至京師。（後略）

とあり、この2つの史料については、辟邪に関する記述も含めて共通点が多く、『世語』の方が少し詳しい²⁾。その後の明帝の発言についても明帝紀に

三年春正月丁亥，太尉宣王還至河內，帝驛馬召到，引入臥内，執其手謂曰：「吾疾甚，以後事屬君，君其與爽輔少子。吾得見君，無所恨！」宣王頓首流涕。

とあり、明帝紀裴注所引『魏氏春秋』には

時太子芳年八歲，秦王九歲，在于御側。帝執宣王手，目太子曰：「死乃復可忍，朕忍死待君，君其與爽輔此。」（後略）。

とある。また、齊王紀には

景初三年正月丁亥朔，帝甚病，乃立爲皇太子。是日，卽皇帝位，大赦。尊皇后曰皇太后。大將軍曹爽、太尉司馬宣王輔政。

とあり、齊王を輔政することとなった司馬懿や曹爽の官職については、曹真傳附曹爽傳に

帝寢疾，乃引爽入臥内，拜大將軍，假節鉞，都督中外諸軍事，錄尚書事，與太尉司馬宣王並受遺詔輔少主。明帝崩，齊王卽位，加爽侍中，改封武安侯，邑萬二千戶，賜劍履上殿，入朝不趨，贊拜不名。丁謐畫策，使爽白天

子，發詔轉宣王爲太傅，外以名號尊之，內欲令尚書奏事，先來由己，得制其輕重也。

とあって、下線部は宣帝紀と同じ語句、波線部は同義語が記されている³⁾ことから、これらの史書が宣帝紀のこの箇所の特典の一つであると思われる。また、二重線部については、曹爽が賜った待遇のことであるが、宣帝紀にも同様の記述があるため、附しておくこととする。

宣帝紀には、歴代の太司馬がこの官職で薨じていることから司馬懿を太司馬ではなく太傅としたとあるが、これについては曹真傳附曹爽傳裴注『魏書』に……於是帝使中書監劉放、令孫資爲詔曰：「……今大將軍薦太尉宜爲太司馬，既合先帝本旨，又放推讓，進德尚勳，乃欲明賢良、辯等列、順長少也。雖旦、奭之屬，宗師呂望，念在引領以處其下，何以過哉！朕甚嘉焉。朕惟先帝固知君子樂天知命，纖芥細疑，不足爲忌，當顧柏人彭亡之文，故用低徊，有意未遂耳。斯亦先帝敬重大臣，恩愛深厚之至也。昔成王建保傅之官，近漢顯宗以鄧禹爲太傅，皆所以優崇儒父，必有尊也。其以太尉爲太傅。」

とあり、朝議を直接的に記してはいないが、その結果を反映した内容と思われることから、宣帝紀のこの部分は『魏書』に引用されたこの詔勅が特典の一つであると考えられる。

『世語』や『魏氏春秋』は裴松之からも信憑性に疑義が呈されており⁴⁾、それを特典とした宣帝紀の内容にも注意が必要であると思われる上に、明帝の発言などについて、史料批判のしようがなく、実際のところがどうであれ、明帝から直接託されたということにしなければならなかったであろう曹爽と司馬懿、そして劉放、孫資の都合も想定すると、本当にこのようなやりとりがあったかどうかはわからないこともあって、実際にどのようなことが起きていたのかは保留とせざるを得ない。

宣帝紀では、大將軍・曹爽とともに遺詔を受けて少主を補佐したとあっさり記されているが、明帝紀には

十二月乙丑、帝寢疾不豫。辛巳……以燕王宇爲大將軍、甲申免、以武衛將軍曹爽代之。

とあり、劉放傳にあるように、燕王曹宇を大將軍とし、領軍將軍夏侯獻・武衛將軍曹爽・屯騎校尉曹肇・驍騎將軍秦朗という五人に後を託すはずだったものが、この体制が決定したわずか3日後に曹爽が大將軍となった中書監・劉放と中書令・孫資という機密を預かってきた二人が反対して、むりやり明帝に新しい詔勅を書かせ、後事を曹爽と司馬懿に託することとなったとされる。

劉放傳本文では曹宇が固辞したため、明帝が自分から劉放、孫資に相談し、改めて曹爽を指名して、劉放、孫資が賛成し、併せて司馬懿を召喚するように進言したとされる。

一方、劉放傳裴注所引『世語』では夏侯獻と曹肇が劉放、孫資を鶏棲樹に例えて「いつまでもつか」と述べたことが記され、不安になった劉放、孫資が司馬懿を召喚することを進言し、明帝は（『魏略』にも記されている）辟邪を派遣したが、その前に夏侯獻らは先手を打って司馬懿に長安に戻ることを命じており、その後でやってきた辟邪からの話を聞いて追鋒車で都に向かったとされる。その後、明帝は劉放、孫資に司馬懿と対になる者を尋ね、二人は曹爽を指名し、明帝から輔政の任を担えるかと質問されて答えられない曹爽に劉放が耳打ちして承諾させた。曹宇が明帝の機嫌をそこね、曹肇が退出したところで、夜になって曹肇を宮殿に入れてはならないと勅命が出て曹宇が罷免され、翌日には曹肇、夏侯獻も罷免されたとされており、裴松之も劉放傳本文と同傳裴注所引『世語』で任命の前後が異なることを指摘している。

一方、明帝紀裴注所引『漢晉春秋』では、秦朗らが劉放、孫資を有害な存在としていたところ、明帝の傍に曹爽しかいなくなったところで、劉放、孫資が保身のためにも動くしかないと考えて明帝に「藩王は輔政できない」と述べ、曹肇、秦朗らも凡庸だとして反対し、怒った明帝から問われた劉放、孫資は曹爽を推薦し、司馬懿を参与させるように述べて明帝が従って詔勅を出し、曹肇による反対で詔勅が一旦停止されたものの、最終的には劉放、孫資が明帝にむりやり詔勅を書かせて曹爽・司馬懿の輔政が確定したとされる。

これらの記述を見ると異なる部分も多いが、共通点としては、曹宇らとの関係が良好ではなかった劉放、孫資が曹爽を政権の中心とし、司馬懿をも推薦したことが挙げられる。

この曹宇を中心とした政権構想に入っている5名について、燕王・曹宇は曹操の子（曹沖の同母弟）、曹爽は曹真の子、曹肇は曹休の子、秦朗は母が曹操の後宮に入っていて曹操にかわいがられていた人物である。夏侯猷はよくわからないが、曹氏と夏侯氏は同郷で通婚を重ねており、また曹操の父・曹嵩は夏侯氏出身という説もあることから、準宗族の扱いを受けており、彼らが皇帝周辺の宿衛を担当する將軍であったことも特徴である⁵⁾。また、佐藤達郎氏は司馬懿への警戒から曹魏皇室との血縁関係者、もしくはそれに準ずる者たちである「譙沛集團」に該当し、明帝期からの結びつきの更なる強化を目指したと指摘⁶⁾している。

これらの指摘は首肯できるものであるが、曹宇ら全員に政治的実績がなく、軍事の実績も秦朗以外には不足している彼らを明帝が選んだ基準としては、曹魏宗室との血縁関係者、もしくはそれに準ずる者たちであることだけでなく、彼ら本人が明帝の嫌った「浮華」に直接関与していないと見られることが重要な点だったと思われる。のちの曹爽政権に入る何晏・夏侯玄などに加えて、司馬懿、劉放、孫資は（恐らくは将来の一族生き残りの「保険」として）子が「浮華」の一員となっていたこともあり、自らの死後の政権運営を考えた明帝から警戒されたのであろう。このことが明帝から負託された曹宇らの中に、夏侯氏でも夏侯猷が入り、夏侯玄が入らなかった理由であろうと思われる。

一方、曹爽は曹真傳附曹爽傳に

爽字昭伯，少以宗室謹重，明帝在東宮，甚親愛之。

とあるように、明帝が東宮であった頃から宗室で「謹重」であるということで寵愛を受け、出世し続けていたとされており、「浮華」の件による排斥を受けておらず、明帝から「浮華」と認識されていなかったことがわかるが、明帝から「謹重」と認識されていた曹爽が「浮華」の人々を政権中枢に据えていく事情については、後述していきたい。

第2章 曹爽・司馬懿政権について

1：曹爽・司馬懿政権の性格の再検討

宣帝紀によると、齊王が皇帝になると、司馬懿は太尉に加えて侍中・持節・都督中外諸軍事・録尚書事となり、曹爽とともに兵3000人を統率して朝政を執ることとなったが、曹爽は尚書に上奏を扱わせて自分のもとを経由するように仕向け、齊王に言上して司馬懿を大司馬にしようとしたが、朝議では歴代の大司馬がこの官職で薨じていることから太傅に任じ、前漢・蕭何の故事による特別待遇を賜り、司馬師を散騎常侍とするなど、子弟にも官職を賜ったが、司馬懿は子弟について辞退したとされる。なお、曹爽傳によると前漢・蕭何の故事による特別待遇は曹爽も賜っており、官職でも曹爽の仮節鉞と司馬懿の持節以外はほぼ同格としていることに留意しておきたい。

曹爽が司馬懿を太傅に「昇格」させたことについて、曹真傳附曹爽傳ではほぼ同様の内容を記しており、加えて丁謐が策をめぐらしたとされている。この司馬懿の太傅遷任について、史書の記述通り、丁謐の策によって実権のない名譽職に昇任させ、曹爽を頂点とする独裁体制が成立したとする見解が多いと思われる⁷⁾。

しかし、そもそも明帝には警戒心と独裁的傾向が強く、曹休や曹真のように帝室の一員でも出鎮させていた⁸⁾中で、当然司馬懿も警戒されていただけでなく、明帝は司馬懿を本来西暦235年の太尉転任時点で「肩たたき」済みで、名譽職への移行が始まっており、同時に曹宇が入朝していて、この時点で曹宇を司馬懿の後任の大將軍にしようと思図していたとの見解もあること⁹⁾に加えて、曹爽とともに輔政を命じられた時点で60歳になっていることや司馬懿の遼東遠征は田丘儉（と任命した明帝）の尻拭いのために派遣されたものであり、もともと予定されたものではなかった¹⁰⁾ことを前提として考える必要があるだろう。

さらに、司馬懿を太傅に「昇格」させる詔勅は、明帝に曹爽の補佐役として司馬懿を推薦した劉放と孫資によって作成されており、太傅「昇格」が曹爽に

よる司馬懿の権力剥奪を目的としたものであれば、彼らがすんなりとそのような詔勅を作成するとは考えにくく、太傅「昇格」や上奏を尚書に扱わせて曹爽のもとを経由することは、先述のようにもともと明帝から警戒された上に「肩たたき」を受け、名誉職への移行が始まっていた司馬懿も了承していたと見る方が自然であろう。

また、齊王紀にあるように、司馬懿は太傅となった後も、持節・統兵都督諸軍事（都督中外諸軍事）は有しており、かなりの権限を有していたことがわかる。

さらに、朱子彦氏は司馬懿が病と称して朝政に参与しなくなるのが共同で執政してから8年後であり、太傅「昇格」が曹爽と丁謐による司馬懿からの権力奪取の企てだったのであれば、司馬懿の政治的洞察力が鈍すぎることになり、8年後になって初めてそれに気づいたというのは不自然であると指摘している¹¹⁾が、首肯すべき見解ではないかと考えている。

加えて朱氏は廬弼『三國志集解』卷九曹真傳附曹爽傳で廬弼が引用した王懋竑の

「……陳志所云以宣王年德俱高，恆父事之，不敢專行，此正其實。而外以名號尊之。欲使尚書奏事由己，此特晉人之辭耳。何晏、鄧颺素與司馬師、昭互相稱譽，其進用亦未必盡出爽意也。其後權勢相軋，始相疑貳，故陳志敘其事於五年，後接於八年，宣王謝病不與政。《晉書・宣帝紀》八年，帝於是與爽有隙。則前此固未嘗異也。何晏、鄧颺爲尚書，司馬孚爲尚書令，爽弟羲爲中領軍，懿子師亦爲中領軍，爽弟彥爲散騎常侍，懿子昭亦爲散騎常侍，固相參用，爽非能專制者。懿之忮狠，爽、晏輩自在其掌握之中。然使其轉太傅時，已有專制之意，懿豈不覺之，豈遲至十年而後發乎！」又曰：「太傅、太尉官有尊卑，而職位不異。其答詔劉放、孫資爲之，乃懿黨也。故知所云使尚書奏事由己者，恐未必然。」¹²⁾

とある見解を引用し、司馬懿を太傅として実権を奪ったとする「架空説」は晋代の史家が曹爽を貶め、司馬懿の後の行動を正当化するために意図的に捏造した罪名である可能性が高いと述べているが、非常に重要な指摘であると考えて

いる。宣帝紀や明帝紀・曹爽傳の典拠として挙げられる王沈『魏書』¹³⁾や魚豢『魏略』¹⁴⁾の編纂時期が司馬懿・司馬師・司馬昭が権力を握っていく時期と重なることや『晉書』をはじめとする晋史編纂にはその記載の開始時期を考える晋書限断論¹⁵⁾との関係もあることから、これらの史書の中で司馬懿が高平陵政変で曹爽打倒に向かう対立構図を意図的に作り出している可能性が高い。

ここまで述べてきたことを踏まえると、曹爽による司馬懿の太傅「昇格」は司馬懿から権力を奪うための策略とは考えにくく、この時点からの2人の対立を想定することは難しい上に、宣帝紀に

正始……八年……曹爽用何晏、鄧颺、丁謐之謀，遷太后於永寧宮，專擅朝政，兄弟並典禁兵，多樹親黨，屢改制度。帝不能禁，於是與爽有隙。五月，帝稱疾不與政事。

とあることから見て、名実ともに曹爽と司馬懿の対立が顕然化したのは正始8年（247年）であると見るべきであり、それ以前からのいわゆる何晏などの「浮華」による人事にも反対した形跡がないことが重要であると考えている。

さらに、齊王紀に

（景初三年一引用者注）十二月，詔曰：「烈祖明皇帝以正月棄背天下，臣子永惟忌日之哀，其復用夏正；雖違先帝通三統之義，斯亦禮制所由變改也。又夏正於數爲得天正，其以建寅之月爲正始元年正月，以建丑月爲後十二月。」

とあり、宣帝紀にも

初，魏明帝好修宮室，制度靡麗，百姓苦之。帝自遼東還，役者猶萬餘人，雕玩之物動以千計。至是皆奏罷之，節用務農，天下欣賴焉。

とあるように、この新体制がすぐにやったことは改暦であり、宮殿造営の中止であった。これらによって人々の負担軽減とともに、明帝の政治姿勢と決別するという方向性が示されたことにも注意が必要であろう¹⁶⁾。

2：曹爽・司馬懿政権の人事動向

——その「挙国一致」政権的性格と復権した「浮華」派

上記のような事情と過程の中で明帝から首班指名された曹爽であるが、史料

に共通する経緯から考えると、やはり明帝崩御後の政権の中心は曹爽であって司馬懿は補佐役であったことが重要であり、そのことを踏まえ、曹爽・司馬懿政権の性格について、政権の成立から正始年間前半期の人事動向について、ここでは葭森健介氏、伊藤敏雄氏、渡邊義浩氏の見解を整理しつつ、考察してみたい。

葭森健介氏は曹爽と曹羲・曹訓の兄弟が禁軍を、曹爽が録尚書事となって吏部尚書となる何晏や夏侯玄・丁謐・鄧颺・李勝・諸葛誕など（の「浮華」とされた人々を中心に）が尚書として補佐して文官人事を、夏侯玄・畢軌が中護軍將軍となって武官人事を担い、夏侯玄は賄賂が横行していたのを改革しようとして失敗したものの、彼が抜擢した武官は「俊傑に非ざるは無し」と言われたことや何晏・夏侯玄らが学識・才能・徳行と名声を有している人物を登用したと指摘し、洛陽令・河南尹の李勝、司隸校尉の畢軌が洛陽周辺とその周辺の地方行政・監察を握り、対蜀漢前線に征西將軍・都督雍涼諸軍事の夏侯玄、対呉前線に揚州刺史の諸葛誕、廬江太守の文欽が派遣されているが、このことを踏まえて、葭森氏は「浮華」の背景となる政治的中心の輿論を支える首都・洛陽とその周辺を軍事的におさえ権力基盤を確立し、特に正始4年に対蜀漢戦線に夏侯玄を派遣していることは充分な功績と名声を有している司馬懿に対する対抗意識が見えると指摘している¹⁷⁾。

また、伊藤敏雄氏は曹爽政権を地方の族的勢力とは無縁で、京師・宮廷を存立の場とし、政治の簡素化と人材選択を政治理念としたと特徴づけ、曹爽派が正始年間に侍中・散騎常侍となって皇帝の側近を固めていること、尚書台を曹爽派が掌握しており、特に文官人事を担当する吏部尚書が正始初年に盧毓から何晏に交代していること、曹爽派が軍事上の枢要な部署について、葭森氏が指摘したことに加えて、のちに李勝が荊州刺史に赴任しようとしたことを記しているが、正始年間後半になっても驃騎將軍・衛將軍を劉放・孫資が兼ね、車騎將軍・征東將軍・征南將軍にそれぞれ王淩・胡質・王昶がつき、禁軍以外を完全掌握できておらず、武官人事を担当する中護軍將軍が正始初年には夏侯玄だったのが司馬師に移っており、縮小・変化してきていた三公九卿で曹爽派は

恒範しかいないが、これは後漢末の名族・名士層の政界での力を認めつつ、尚書をおさえることで名より実を取ったと述べられている¹⁸⁾。

渡邊義浩氏は、曹爽が司馬懿を中心とする「名士」勢力が君主権力をも凌ぐほどの力を持つに至った現状の打開を図り、何晏・夏侯玄・丁謐らを行政の中心である尚書系統の官などに就け、中央集権的な政治を目指した¹⁹⁾とし、曹氏の君主権力再興を目指す曹爽が夏侯玄の献策を受けて九品中正制度の改革を試み、人事権を中正から尚書に回収することを目指したが、これは「名士」の既得権を著しく損なう改革案であるとし、それに対抗したのが司馬懿の州大中正を提唱していったとする²⁰⁾。また、「浮華」を儒教を蔑ろにして行われた「名士」間の私的交際とし、「反司馬氏勢力」は曹操が宣揚した文学（何晏・畢軌・李豊）と曹爽が何晏・夏侯玄を尊重して人事の基準に据えた玄学（創設した何晏・夏侯玄、鄧颺・李勝・諸葛誕）を身に付けていたものが多く、司馬氏の与党は儒教を尊重した「名士」を用いようとした²¹⁾とされている。

曹爽・司馬懿政権について考察する際に、曹爽に辟召された人物を改めて見てみると、令狐愚²²⁾、王基²³⁾、裴秀²⁴⁾、王沈²⁵⁾、荀勗²⁶⁾、王渾²⁷⁾、盧欽²⁸⁾、辛敞²⁹⁾、賈充³⁰⁾、劉陶³¹⁾などのような儒教的素養を備えた後漢末以来の名族や重鎮の子弟などに加えて、鄭冲³²⁾、魯芝³³⁾のような学識・徳行に優れ、地方官として名声を得ていた人物や應璩³⁴⁾のように文学的才能を有した人物、そして出仕しなかったが曹爽政権から声をかけられた人々として羊祜³⁵⁾・阮籍³⁶⁾のような人物も挙げることができるが³⁷⁾、これらの人物は葭森氏が指摘する学識・才能・徳行と名声という何晏らの人事の基準によって選ばれたと考えても、中央主導型の「全国的な輿論をふまえた名望家政権の樹立」を目指したと指摘³⁸⁾されるような状況であり、伊藤氏も「当時の名士を取り込むとともに、すでに政界において勢力をもっていた後漢末の名族・名士層の力を無視できず、その子弟を取りこんでその支持をも得、妥協しつつ政界の再編をはかろうとしたことを示す」³⁹⁾もののだとしており、少なくとも正始年間前半の人事を見ると、司馬懿から見ても大きく異を唱えるものではなく、曹爽や何晏・夏侯玄らも司馬懿と対立しようとしていたとは考えにくい。

加えて、渡邊氏のいう（儒教を蔑ろにする）「浮華」勢力が尚書系統の官に就いて人事を行っていたにも関わらず、儒教的素養を身に着けた名族たちも多く曹爽のもとに辟召していることから考えても、司馬懿を太傅にした「反司馬氏勢力」が玄学を宣揚して司馬懿や後漢末以来の儒教を尊重する名族を排除しようとしているとは見えず、曹爽も「浮華」につながる者を全面的に受け入れたわけではないことは、何晏の推薦を受けて尚書郎とした王弼をその後は登用しなかった⁴⁰⁾ことから理解できると思われる。

また、福原氏も指摘しているように、ここに名前が挙がっている中で、鄭沖・裴秀・王沈・荀勗・賈充・羊祜は後に「司馬氏の一党ともいべき人物」⁴¹⁾で、「王沈を筆頭に賈充・裴秀・荀勗・羊祜らは司馬氏の王朝篡奪を積極的に推進した中心的な人物である」⁴²⁾と考えられている。彼らが曹爽の辟召に応じ、「浮華」ではなかった田丘儉が裴秀を曹爽に推薦し、王沈が曹爽の辟召に応じようと羊祜を誘ったのも、当時の曹爽・司馬懿政權が孫呉・蜀漢との対立の中で幼い皇帝を戴き、経験の不足する準皇族を頂点にして、数少なくなっていた閥閥豊富な引退寸前の官吏に補佐されたいいわゆる「挙国一致」政權としての性格を有していたためであり、「浮華」勢力を中心とする曹爽派と儒教を重視した司馬懿を中心とする名族派の対立がなかった、もしくは少なくとも両派の対立が表面化していなかったためではないかと思われ、あるいはそもそもそのような派閥がなかった可能性もあると考えられる。

夏侯玄が雍州に出鎮する正始4年頃の九品中正法をめぐる夏侯玄と司馬懿の論争⁴³⁾も、そもそも司馬懿が意見を求めたことへの返答であり、（同僚だった夏侯尚の子への配慮もあったのか⁴⁴⁾）司馬懿が真正面から否定することなく、若手の夏侯玄と落ち着いた議論を展開しているようにも見える。その後、正始元年から都督として雍州に赴く4年にかけて中護軍將軍だった夏侯玄の後任が（一時は「浮華」に加わっていた）司馬師（正始4年～嘉平2年）⁴⁵⁾であり、夏侯玄がやり残した改革を成功させていることを考慮すると、なおのこと司馬懿と曹爽の対立が起りにくかったと考えられる。

伊藤氏は正始5年の対蜀漢遠征での駱谷の役の「失敗を機に曹爽派は名族・

名士の高官への風当たりを強め、政策も強行になっていったようである」⁴⁶⁾とし、吏部尚書が盧毓から何晏になったのもこの頃であると指摘している⁴⁷⁾ことからすれば、人事も含む曹爽派と司馬懿・劉放・孫資らの対立が始まったのは正始5年以降ではないかと思われる。

また、対蜀漢・対呉戦線などに夏侯玄や諸葛誕らが送り込まれたことについても、生前の明帝からも警戒され、一族生き残りを考えていた上に「肩たたき」を受けて引退も考えていた可能性のある司馬懿⁴⁸⁾からすれば、曹爽派であるかないかに関係なく、次の世代の育成を考えて彼らの行動・政策を見つめていたとしてもおかしくはない。

このように見ると、明帝から「謹重」とされた曹爽が名声を確立し変革を印象づけるためにも、この時点では明帝期に排斥された何晏・夏侯玄や丁謐に加えて鄧颺、李勝、諸葛誕といった「浮華」の人々を復権させ、引退間近で閱歴豊富な司馬懿を補佐役とし、後漢末以来の名族の支持も得て、いわば「挙国一致」政権を樹立することが求められた⁴⁹⁾と思われる。

ここまで述べた曹爽・司馬懿政権の性格について考える際に、太和年間末から青龍年間に企画され、正始2年(241年)に完成したいわゆる「正始石經」の制作意図として、明帝紀にある太和四年の詔で示された「学問」としての經学の奨励・復興と「学問」をしなくなっていた学生が母体となっていた「浮華」の排除が挙げられる⁵⁰⁾ことに注意が必要であろう。齊王紀にあるように、この「正始石經」を曹爽や司馬懿が権威付けの道具として、皇帝・曹芳が經書を学び、司馬懿・曹爽や侍講した者に賜物があつたとされる一大イベントであつた講經が正始5年(244年)に開催される⁵¹⁾が、本来「浮華」を排除する目的を有していたこの石經を本来の意図から換骨奪胎してでも曹爽が自らの権威付けに用いようとしたということになる。そして、「浮華」の徒を政権の中枢に据えながらも、司馬懿を出し抜いて曹爽の権威を向上させるための彼らによる策である蜀漢遠征を行っている同時期に、挙国一致のために「浮華」を排除することを目的の一つとしていた明帝の学問奨励策の一環である「正始石經」を利用するという(ある意味で)融通無碍な政策を、おそらくは司馬懿も了承した上で

採用していたと見られる曹爽の政治的姿勢については再考の余地があると思われる。

おわりに

宣帝紀における曹爽・司馬懿政権の成立過程に関する記述を陳壽『三國志』及び裴注と比較検討してみると、宣帝紀の記述にはあって他の史書には記載がない場合や逆に『三國志』及び裴注所引史籍にあるが宣帝紀にない場合があるため、特に「宣帝紀」の史料批判が難しいことが多いが、『三國志』本文や王沈『魏書』、魚豢『魏略』、『魏晉世語』、『魏氏春秋』が典拠の一つであり、もしくはそれらの史書と同じ典拠を参照したと思われる箇所も存在する。また、宣帝紀には王朝の初代皇帝の扱いを受ける司馬懿の権威を高め、曹爽を貶めようとした逸話や表現も存在するので、注意が必要である。

さらに、曹魏帝室との血縁関係者、もしくはそれに準ずる者たちであり、「浮華」ではない人物で構成されるはずだった曹宇政権が未成立に終わった後の曹爽・司馬懿政権の成立過程とその後の人事の動向を確認すると、玄学を重視した「浮華」や文学で才を発揮した者を含む曹爽派と儒教重視の司馬懿派が争ったというよりは、引退を視野に入れた司馬懿とその一族が曹爽や復権した「浮華」の人々とも協調し、いわば「挙国一致」政権を形作りながら、一族生き残りのために述べるべきことは最小限にしてでも述べつつ、「浮華」と関係があった司馬師を中護軍将軍として送り込み、曹魏宗室や名族との関係との関係を深めていることがわかる。さらに、遼東遠征での勝利から曹爽・司馬懿政権の成立の中での政局や政策・人事によって、結果的に名誉職に移行しつつあった司馬懿の政治的・軍事的権威がさらに上昇していったと思われる。

今後は、曹爽・司馬懿政権が直面する孫呉や蜀漢との戦いへの対応から所謂「高平陵政変」への過程を考察していきたいと考えている。

注

- 1) 曹爽政権に関する先行研究は数多く存在するが、ここでは萬繩楠「曹魏政治派別的分野及其升降」（『歴史教學』1964-1、2-11頁）、李志民・柳春藩「關於司馬懿曹爽之爭的評價問題」（『史學集刊』1982-4、14-18頁）、萬繩楠『魏晉南北朝史論稿』（安徽教育出版社、1983年、のち『萬繩楠全集』（安徽師範大學出版社、2023年、75-90頁所収）第五章 曹魏政局變化與西晉的統一、蔭森健介「魏晉革命前夜の政界—曹爽政権と州大中正設置問題—」（『史學雜誌』95-1、1986年、38-61頁、142-144頁）、伊藤敏雄「正始の政変をめぐる—曹爽政権の人的構成を中心に—」（野口鐵郎〔編〕『中国史における乱の構図—筑波大学創立十周年記念東洋史論集』、雄山閣、1986年、241-269頁）、胡志佳「西晉建國前司馬氏の發展」（『逢甲人文社會學報』10、2005年、77-103頁）、渡邊義浩「浮き草の貴公子 何晏」（『大久保隆郎教授退官記念 漢意とは何か』、東方書店、2001年、253-272頁、のち『三國政権の構造と「名士」』増補版、汲古書院、2020年、第四章 曹魏政権論 第七節・浮き草の貴公子 何晏 531-550頁所収〔以下、「注1 渡邊前掲論文1」と略す〕・「司馬氏の臺頭と西晉の建國」（『大東文化大學漢學會誌』46、2007年、79-108頁、のち『西晉「儒教國家」と貴族制』（汲古書院、2010年、53-76頁）所収〔以下、「注1 渡邊前掲論文2」と略す〕を挙げておくこととする。
- 2) 朱子彦『司馬懿傳』（人民出版社、2020年）第12章・再任輔臣：與曹爽的政治博奕の「三、魏明帝忍死托孤」407頁にも同様の指摘がある。
- 3) 以下、宣帝紀以外の引用史書の下線部は宣帝紀と同じ語句、波線部は同義の語句を示すこととする。
- 4) 『世語』（『魏晉世語』）については、高貴郷公紀裴注に
臣松之……案張璠、虞溥、郭頒皆晉之令史，璠、頒出爲官長，溥，鄱陽內史。璠撰後漢紀，雖似未成，辭藻可觀。溥著江表傳，亦粗有條貫。惟頒撰魏晉世語，蹇乏全無官商，最爲鄙劣，以時有異事，故頗行於世。干寶、孫盛等多采其言以爲晉書，其中虛錯如此者，往往而有之。
とあり、郭頒『魏晉世語』が鄙劣の最たるものだが、異事が載っているため、世に広まっており、干寶・孫盛らも多くその文章を採録して『晉書』を為しているが、その中の錯誤はこのようなものがあるなどとしており、『魏氏春秋』については武帝紀裴注に
臣松之以爲史之記言，既多潤色，故前載所述有非實者矣，後之作者又生意改之，于失實也，不亦彌遠乎！凡孫盛製書，多用左氏以易舊文，如此者非一。嗟乎，後之學者將何取信哉？且魏武方以天下勵志，而用夫差分死之言，尤非其類。
とあり、潤色が多く、他の史書と比較して史実ではないことを記述していることが多いとされ、これらの史書について辛辣な評価を下している。
- 5) 福原啓郎『西晉の武帝 司馬炎』（白帝社、1995年）第二章 司馬懿・62-63頁。

- 6) 佐藤達郎「曹魏文・明帝期の政界と名族層の動向―陳羣・司馬懿を中心に―」(『東洋史研究』52-1、1993年、56-83頁) 72-73頁。「譙沛集團」については、注1 萬繩楠前掲論文・前掲書も参照。
- 7) 注1 葭森前掲論文39頁参照。注1 伊藤前掲論文247頁でも「司馬懿より録尚書事の権を去って名号のみ高い太傅の位に祭り上げてすべての上奏を曹爽のもとを経過させ」たとし、注1 渡邊前掲論文1・539頁でも「司馬懿を太尉・録尚書事から実権の無い太傅に祭りあげ、政権を掌握した」としている。また、注1 渡邊前掲論文2・61頁では「司馬懿は、曹爽により太傅とされ録尚書事を奪われたが、持節・統兵都督諸軍事であることは以前と同じで、軍の指揮権は有していた」と述べている。注5 福原前掲書第二章 司馬懿・67頁では、「司馬懿の太傅については、曹爽に与する丁謐が画策、司馬懿の地位を表面的には高め、その権限を実質的に低下させようとしたねらいがあるとされる」としている。
- 8) 注5 福原前掲書第二章 司馬懿・43-44頁、拙稿「諸葛亮の北伐開始以前の司馬懿像に関する史料批判的研究―『晋書』卷一宣帝紀と『三國志』及び裴松之注を中心として―」(『東洋哲学研究所紀要』35、2020年、88-106頁) 98頁など。
- 9) 林裕烈「魏明帝与司馬懿関係考論―兼及魏明帝朝の政治」(『電子科技大学報』(社会科学版) 16-2、2014年、99-103頁) 100頁、拙稿「『五丈原の戦い』前後の司馬懿像に関する史料批判的研究―『晋書』宣帝紀と陳寿『三國志』及び裴松之注を中心として」(『東洋哲学研究所紀要』38、2023年、75-95頁) 90-91頁など。
- 10) 拙稿「曹魏の青龍3年～景初年間の司馬懿像に関する史料批判的研究―『晋書』卷一宣帝紀と『三國志』及び裴松之注を中心として」(『東洋哲学研究所紀要』40、2025年、49-69頁) 55-56頁など。
- 11) 注2 朱子彦前掲書第12章・再任輔臣：与曹爽的政治博弈の「三、魏明帝忍死托孤」417-418頁では、司馬懿が太傅となったことで権力を奪われたわけではない理由として5点挙げており、本文で挙げたものはその中の第四の指摘である。それ以外には、第一にそもそも曹爽が政権の中心者であり、上奏が尚書から自分のものを經由するのはもともとのことであって、司馬懿を太傅として排斥することはないこと、第二に司馬懿がすでに60歳を超えた老人で、引退の機会をうかがっていたこと、第三に太傅「昇格」後も官職や特権が奪われていないこと、第五に曹芳による司馬懿の太傅任命の詔勅を記したのが劉放、孫資であり、曹爽による司馬懿の権力剥奪を目的としたものであったなら、彼らがそのような詔勅を作成したり、事前に司馬懿に警告しないはずがないとしている。
- 12) 盧弼〔集解〕『三國志集解』(上海古籍出版社、2019年) 939-940頁。なお、王懋竑『白田雜著』卷五・魏志豫論(『景印文淵閣四庫全書』(台湾商務印書館、1986年) 子部十雜家類二雜考之屬23a-24a)では「豈遲至十年而後發乎」の部分までが本文にあり、「太傅、太尉官有尊卑」以降は割注に記されている。
- 13) 拙稿「王沈『魏書』研究」(『創価大学大学院紀要』20、263-278頁、1999年)、拙

著『三國志 正史と小説の狭間』（白帝社、2006年初版・2009年第二版、2017年電子書籍版〔パンダ・パブリッシング株式会社〕）第一章、拙稿「敦煌文獻所見王沈『魏書』について」（『シルクロード研究』2、創価大学シルクロード研究センター、2000年、37-66頁）・「『太平寰宇記』所引王沈『魏書』について—附論：『太平寰宇記』所引『魏志』・『魏略』・魏收『魏書』」（『創価大学人文論集』22、2010年、175-206頁）・「中国仏教文獻所引王沈『魏書』佚文について—附論：所謂『魏志』倭人傳の史料批判に関する一考察」（『シルクロード研究』7、2012年、7-25頁）などを参照。

- 14) 『魏略』を扱った数多くあるが、ここでは『魏略』についての史料批判的研究の代表的なものとして張鵬一『魏略輯本』（陝西文獻徵収処、閩隴叢書、1924年）、伊藤徳男「魏略の制作年代に就いて」（『歴史学研究』4-1、1935年）、山尾幸久「魏志倭人傳の史料批判」（『立命館文学』260、1967年、59-89頁）・「魏志倭人伝と邪馬臺国」（『日本古代王権形成史論』、岩波書店、1983年、8-62頁）、津田資久「『魏略』の基礎的研究」（『史朋』31、1998年、1-29頁）を挙げておくこととする。
- 15) 晉書限断論とは、『晉書』賈充傳附賈謐傳に

先是，朝廷議立晉書限断，中書監荀勗謂宜以魏正始起年，著作郎王瓚欲引嘉平已下朝臣盡入晉史，于時依違未有所決。惠帝立，更使議之。謐上議，請從泰始爲断。於是事下三府，司徒王戎、司空張華、領軍將軍王衍、侍中樂廣、黃門侍郎嵇紹、國子博士謝衡皆從謐議。騎都尉濟北侯荀峻、侍中荀藩、黃門侍郎華混以爲宜用正始開元。博士荀勗、刁協謂宜嘉平起年。謐重執奏戎、華之議，事遂施行。

とあるように、武帝時代に起年を正始元年（西暦240年）、嘉平元年（西暦249年）とする説が出てきており、惠帝即位時に泰始元年（西暦265年）とする説が現れている。江畑武「魏略の成立年次について—「晉書限断」論と関連して—」（村上四男博士退官記念論文集編集委員会〔編〕『村上四男博士和歌山大学退官記念朝鮮史論文集』開明書院、1981年、43-68頁）、兪灝敏「西晉議《晉書》限断考辨」（『安徽史學』1996年第2期、26-28頁）など参照。

- 16) 注5 福原前掲書第二章 司馬懿・67頁、注13拙著第七章。
- 17) 注1 葭森前掲論文45-47頁。
- 18) 注1 伊藤前掲論文253-256頁。
- 19) 注1 渡邊前掲論文2・59頁。
- 20) 注1 渡邊前掲論文2・59-60頁。
- 21) 注1 渡邊前掲論文2・63頁。
- 22) 王凌傳裴注所引王沈『魏書』。
- 23) 王基傳。
- 24) 裴潛傳裴注所引『文章敘錄』、『晉書』裴秀傳。『晉書』裴秀傳によると、田丘俟の推薦による。

- 25) 『晉書』王沈傳・羊祜傳。
- 26) 『晉書』荀勗傳。
- 27) 『晉書』王渾傳。
- 28) 『晉書』盧欽傳。
- 29) 辛毗傳裴注所引『魏晉世語』、『晉書』羊耽妻辛氏傳。
- 30) 鍾會傳裴注所引王弼傳によると、何晏が採用したとされる。
- 31) 劉曄傳裴注所引『傅子』。
- 32) 『晉書』鄭沖傳。
- 33) 『晉書』魯芝傳。
- 34) 王粲傳裴注『文章敘錄』。
- 35) 『晉書』羊祜傳。
- 36) 『晉書』阮籍傳。
- 37) これらの人物については、注1 伊藤前掲論文256-259頁、楊曉東「再論曹魏政治中の“浮華”問題」（『湖北社会科学』2009年第5期、117-120頁）120頁も参照。
- 38) 注1 葭森前掲論文49頁。
- 39) 注1 伊藤前掲論文256頁。
- 40) 鍾會傳裴注所引王弼傳。
- 41) 注5 福原前掲書第四章 武帝司馬炎（上）・137頁。
- 42) 注5 福原前掲書第四章 武帝司馬炎（上）・137頁。
- 43) 夏侯玄傳には「太傅司馬宣王問以時事」に始まる論争が記されており、その直後に
頃之、爲征西將軍，假節都督雍、涼州諸軍事。
とあることから、正始4年頃のことと思われる。
- 44) 夏侯玄傳裴注所引『魏氏春秋』には
……太傅薨，許允謂玄曰：「無復憂矣。」玄歎曰：「士宗，卿何不見事乎？此人猶能以通家年少遇我，子元、子上不吾容也。」……
とある。『魏氏春秋』の記事ではあるが、ひとまず参考までに確認しておくこととする。
- 45) 夏侯玄傳裴注所引『魏略』。
- 46) 注1 伊藤前掲論文262頁。
- 47) 齊王紀、盧毓傳、高柔傳と注1 伊藤前掲論文267頁注（43）参照。
- 48) 拙稿「曹魏・太和2年～6年の司馬懿像に関する史料批判的研究——『晉書』卷一宣帝紀と『三國志』及び裴松之注を中心として——」（『東洋哲学研究所紀要』36、2021年、65-84頁）76-79頁では、司馬懿とその一族が勢力拡大のためというよりは一族生き残りのために婚姻を通して太和年間から青龍年間でも曹魏宗室や名族との関係との関係を深めたと述べている。
- 49) 注1 伊藤前掲論文262頁には、おおむね地方の族的勢力と無縁な点に特徴がある

曹爽派は後漢末以来の名族・名士と「はじめは協調しつつ、曹爽の威名をあげることによって支配権を確固たるものにしようと謀ったように思われる」と指摘しており、首肯できる見解と考えている。

- 50) 落合悠紀「曹魏洛陽の復興と「正始石経」建立」(氣賀澤保規〔編〕『洛陽学国際シンポジウム報告論文集 東アジアにおける洛陽の位置』、明治大学大学院文学研究科・明治大学東アジア石刻文物研究所、2011年、100-14頁) 104-105頁。

- 51) 注49落合前掲論文108-109頁。